道北勤医協ながやま医院デイサービスセンター　指定通所介護　指定第１号通所事業所　運営規定

【事業目的】

第１条　社会医療法人道北勤労者医療協会が開設するながやま医院が行う指定通所介護事業、指定第１号通所事業(以下「事業所という」)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員若しくは機能訓練指導員又は、看護師、准看護師、介護職員（以下「従業員」という）が、要介護状態又は要支援状態、又は事業対象者（以下「要介護状態等」という）にある高齢者に対し、適正なサービス等を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第２条　事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じて自立した生活を営む事ができるよう生活相談、機能訓練などを行う。

【事業所の名称等】

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名称　―道北勤医協ながやま医院デイサービスセンター

（２）　所在地―旭川市永山５条１１丁目　２番２０号

【職員の職種、員数、及び職務内容】（指定通所介護、指定第１号通所事業を兼務）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりである。

（１）　管理者　　１名　　（介護福祉士が兼務）

管理者は事業所の従業員の管理、及び業務の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員　　１名以上　　（介護福祉士が兼務）

生活相談員は利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための相談を行う。

（３）　看護師　　１名以上

看護師は、主治医の指示に基づいて、生活相談員、機能訓練員とともに要介護状態等の利用者に対し、食事、排泄、入浴、その他の日常生活の世話等のサービス提供をおこなう。

また、道北勤医協ながやま医院と連携し、健康状態の確認を行う。

（４）　介護職員　　４名以上

介護職員は、他の従業員と共に要介護状態等の利用者に対し、食事、排泄、入浴、その他の日常生活の世話等のサービス提供を行う。

（５）　機能訓練指導員　　１名以上　（看護師が兼務）

機能訓練指導員は利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための機能訓練を行う。

【営業日及び営業時間】

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、以下の期間については休日とする。

①日曜日　②５月３日から５月５日　③１２月３０日から１月３日

（２）　営業時間は午前８時４５分から午後５時までとし、うち、サービス提供時間は、午前９時３０分から午後４時３０分までの７時間とする。

【通所介護定員と内容及び利用料等】

第６条　通所介護の定員は次のとおりとする。提供内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に基づく額とする。尚、指定第１号通所事業においては、旭川市が定めた額とする。他に　①食費６５０円、②オムツ代は実費とする。

（１）　利用定員はつぎのとおりとする。

利用定員は３０名（指定第１号通所事業定員を含み）

（２）　提供内容はつぎのとおりとする。

①機能訓練　②入浴　③食事　④排泄　⑤その他日常生活の世話

【緊急時における対処方法及び非常被害対策】

第７条　通所介護を実施中に、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

また、緊急災害対策として定期的に利用者の安全を確保するため避難訓練等を行う。

非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じる。

（１）委員会を概ね３ ヵ月に１ 回以上開催すると共に、職員に周知徹底する。

（２）非常災害に備え年に２ 回定期的に避難、救出、その他必要な訓練（内１ 回は夜間又は夜間想定訓練）を実施する。訓練の実施に当っては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（３）非常災害時に必要な備蓄品を揃える

【通常の事業の実施地域】

第８条　通常の実施地域は、旭川市の区域とする。

【衛生管理等】

第９条　感染症が発生しまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止及び感染症発生時に対応する指針、及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じる。

（１）委員会を概ね３ ヵ月に１ 回以上開催すると共に、職員に周知徹底する。

（２）感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年に２ 回以上定期的に実施する。

【その他の運営についての留意事項】

第１０条

（１）　通所介護は従業者の質的向上を図るための定期的に研修会等を開く。また、日常的に業務体制を整備する。

（２）　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（３）　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

（４）　この規定に定める項目の外、運営に関する重要事項は道北勤医協と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【虐待防止に関する事項】

第１１条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため、次の措置を講じる

（1）虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

（2）その他虐待防止のために必要な措置

２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

【運営推進会議】

第１２条

（1）当事業所の行なう指定通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

（2）運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び通所介護についての知見を有する者とする。

（3）営推進会議の開催はおおむね６ 月に１ 回以上とする。

（4）運営推進会議は通所サービスの活動状況を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言を聞く機会とする。

附則

・ この規定は平成１６年　５月１０日から施行する。
・ この規定は平成１７年　１０月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成１８年　４月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成１９年　６月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成２０年　６月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成２４年　４月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成２６年　４月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成２７年　４月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成２７年　８月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成２７年　９月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成２９年　４月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成２９年　１１月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成３０年　３月１日から一部改訂する。
・ この規定は平成３０年　４月１日から一部改訂する。
・ この規定は令和　１年　１２月２６日から一部改訂とする。
・ この規定は令和　３年　３月９日から一部改訂とする。
・ この規定は令和　３年　４月１日から最新改訂とする。
・ この規定は令和　５年　１１月１日から最新改訂とする。
・ この規定は令和　７年　４月１日から最新改訂とする。